

議第23号

三島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、三島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、三島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）第18条第1項の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- (3) 三島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三島市条例第 号）第45条第1項の規定による諮問

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、情報公開及び個人情報保護担当課において処理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会又は議会（以下「諮問庁」という。）に対し、三島市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書、法第60条第1項に規定する保有個人情報又は三島市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下これらを「公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諮問に関する説明を求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。第13条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人

等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第7条第1項の規定により提示された公文書等を除く。次項において同じ。)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、

審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求の制限)

第14条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第51条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則第4項の規定による改正前の三島市情報公開条例第19条第1項に規定する三島市情報公開審査会又は三島市個人情報保護条例を廃止する条例(令和5年三島市条例第 号)による廃止前の三島市個人情報保護条例(平成12年三島市条例第23号)第25条第1項に規定する三島市個人情報保護審

査会（以下この項においてこれらを「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは三島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は三島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

（三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
情報公開審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
個人情報保護審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
個人情報保護審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
行政不服審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
行政不服審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
環境審議会の会長及び副会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額

」

を

「

行政不服審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
行政不服審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額

情報公開・個人情報保護審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
情報公開・個人情報保護審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
環境審議会の会長及び副会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額

」

に改める。

（三島市情報公開条例の一部改正）

4 三島市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「三島市情報公開審査会」を「三島市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第19条から第22条までを次のように改める。

第19条から第22条まで 削除

（三島市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三島市情報公開条例第19条第1項に規定する三島市情報公開審査会（以下この項において「旧情報公開審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る同条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士